



# 川口信用金庫

## かわしんリフォームプラン 商品概要説明書

令和3年1月4日現在

1. 商 品 名	かわしんリフォームプラン
2. ご利用いただける方	(1) 申込時年齢満20歳以上の責任能力者の方 (2) 安定継続した収入のある方 (3) 当金庫営業区域内に居住または勤務している方 (4) 日本国籍を有する者、または永住者および特別永住者である方 (5) 反社会的勢力に該当しない方 (6) 本件融資金額と既存融資金額の合計額が700万円を超える場合は、当金庫の会員または会員となる方 (7) 一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
3. お使いみち	申込人が居住(居住予定を含む)し、申込人もしくは申込人のご家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、または申込人のご家族が居住(居住予定を含む)し、申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ※(1)は、申込日時時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可能 (1) リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等 (2) 申込人が(1)を用途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) (3) 申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当信用金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※(1)または(2)と合わせた申込みに限る (4) リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金((1)と合わせた申込みで100万円以内) 【対象とならない資金】 ・事業用併用住宅の場合、事業用部分の工事にかかる資金 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業 ・支払先が、申込人の配偶者、親(配偶者の親を含む)、子 【対象となる建物の条件】 申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの ※次のものは各種(仮)登記から除く ・当信用金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権 ・他行住宅ローンにかかる抵当権
4. ご融資限度額	1,000万円以内(1万円単位) (しんきん保証基金の保証枠は、当金庫および他金庫でのしんきん保証基金付ローン・カードローンを含みます。)
5. ご利用期間	3ヶ月以上15年以内
6. ご融資利率	当金庫所定利率(保証料含む)・変動金利
7. 変動金利	毎年4月1日ならびに10月1日現在で、当金庫が定める住宅ローン金庫新長期プライムレートを基準として見直し、4月1日基準のローン金利は6月の約定返済日の翌日(7月返済分)から、10月1日基準のローン金利は12月の約定返済日の翌日(1月返済分)から適用になります。
8. ご返済方法	毎月元金均等または元利均等返済(据置期間は6ヶ月以内とし、15年に含めます。)ボーナス併用返済もできます。ボーナス返済分は、ご融資額の50%以内とします。
9. 振込条件	ご融資金は、工事契約先等に振込となります。
10. 保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
11. 団体生命保険	原則加入していただきます。(保険料は当金庫が負担)
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	別に定める「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。
13. その他	・お申込みに際しましては、事前の審査をさせていただきます。 ・審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ローンの詳しい内容、または現在のご融資利率については、当金庫の本支店、川口ローンセンター(0120-12-6000)までお問い合わせください。 ・本商品のご利用にあたっては、月々のご返済を考えた計画的なお借入をおすすめします。